

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

いなべ市は、北に養老山地、西に鈴鹿山脈を擁し（標高 1,000m前後）、市のほぼ中央を流れる員弁川を挟んで緑豊かな自然と平野に囲まれている。山脈と直角方向に幾筋もの小規模な河川・谷川が流れ、急峻なV字谷を形成するとともに、員弁川流域一帯にはため池も数多く分布している。

(風水害等)

梅雨前線・秋雨前線による集中豪雨、台風などの際には、山麓崖線の直下に住宅等が立地する個所もあり土砂災害の危険性が高い。

昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の集中豪雨などのほか、これら以降も台風や集中豪雨による被害を受けている。元来、浸水被害は少ないものの昨今の異常気象やゲリラ的豪雨などによる土砂災害や小河川の氾濫、員弁川の決壊などに注意が必要である。

(地震被害等)

近い将来、プレート境界型といわれる南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておく必要がある。

(2) 商工業者の状況(平成31年4月1日現在)

- ・商工業者等数 1,638
- ・小規模事業者数 1,525

| | 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 |
|------|-----|-------|---------|
| 商工業者 | 商業 | 889 | 835 |
| | 製造業 | 406 | 348 |
| | 建設業 | 343 | 342 |

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画（震災対策、風水害等対策）の策定
- ・防災拠点、防災倉庫の整備
- ・新庁舎建設に伴う災害発生時の中枢機能の整備
- ・地域、団体等への防災訓練、災害対策普及啓発の実施

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・非常食の販売促進、LED常備灯の配布
- ・三重県中小企業協同組合と連携した損害保険の加入促進
- ・防災備品（LED常備灯・備蓄パン等の非常食）の備蓄

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模業者に対して災害のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回経営指導時に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組み小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP<即時に取組可能な簡易的なものを含む>の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険等の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和2年事業継続計画を作成（別添）

3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認
- ・遂行に関しての状況確認や改善点があった場合、当会と当市において逐次協議する。

4) 当該計画に掛かる訓練の実施

自然災害（震度6弱以上）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で身の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身はまず安全確保をし、状況を職場に報告し、上司の判断を得た上で警報解除後に出勤する。

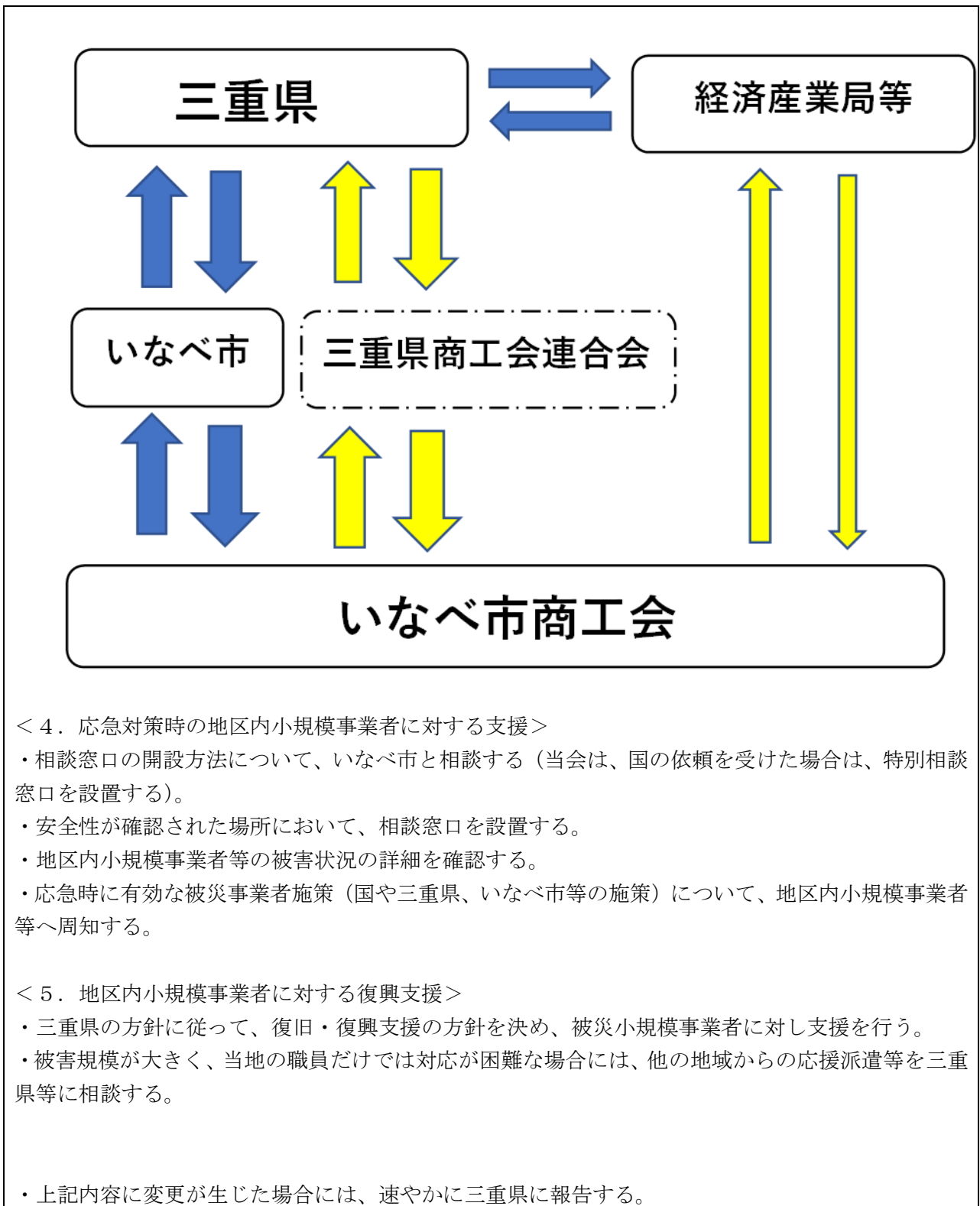
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されている。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | ・目立った被害の情報はない。 |

| | |
|-----------|-------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回以上共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に1回以上共有する |
| 2週間～1ヶ月以降 | 1日に1回共有する |

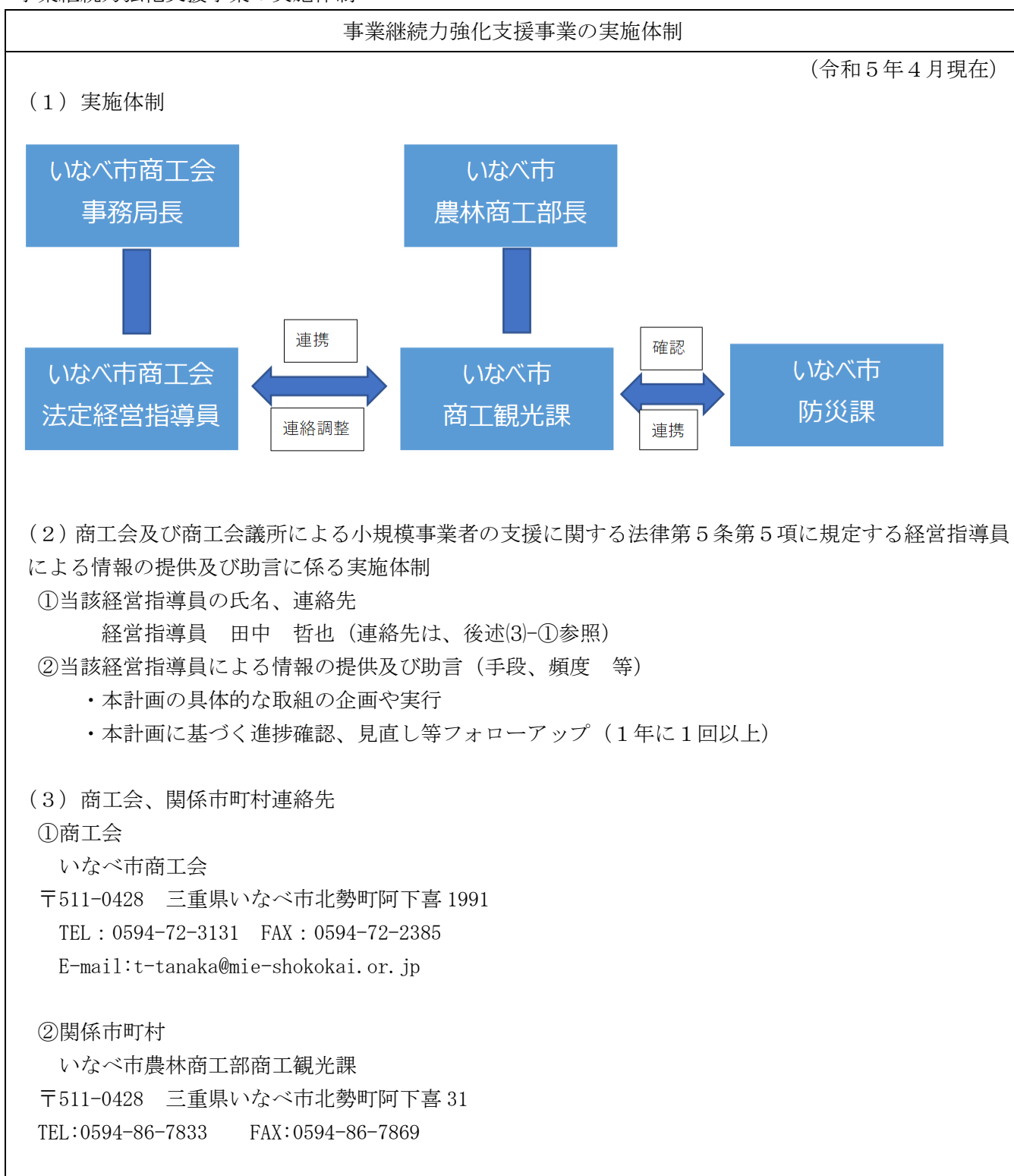
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法について、あらかじめ共有しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、三重県の指定する方法にて当会または当市より三重県に報告する。



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 160千円 | 160千円 | 160千円 | 160千円 | 160千円 |
| セミナー等 開催費 | 50千円 | 50千円 | 50千円 | 50千円 | 50千円 |
| 専門家派遣費 | 50千円 | 50千円 | 50千円 | 50千円 | 50千円 |
| 通信費 | 60千円 | 60千円 | 60千円 | 60千円 | 60千円 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|---------------------------|
| 会費収入、いなべ市補助金 三重県補助金、事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 三重県中小企業共済協同組合 理事長 佐久間 裕之 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| 1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。 |
| 連携体制図等 |
| <pre>graph TD; A[三重県中小企業共済協同組合] -- 連携 --> B[いなべ市商工会]; B --- C[協力・支援]; B -- 協力・支援 --> D[地域小規模事業者]; A -- 協力・支援 --> D;</pre> |